

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）に対する意見公募要領

令和 7 年 5 月 1 4 日
経済産業省大臣官房
産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

鉱山においては、鉱山保安法令に基づき、鉱業権者及び鉱山労働者に対する危害の防止等の保安を確保するための措置が規定されていますが、近年、鉱山における災害や事故の発生については、下げ止まりが続いており、過去に発生した鉱山特有の落盤等の重大災害は発生していないものの、墜落や挟まれる又は巻き込まれることにより、死傷者を生じる事案が毎年一定程度継続的に発生している状況です。

このため、事業者による自主保安の取り組みの推進をより確実なものとするため、鉱山保安法施行規則第 40 条第 1 項第 10 号の保安規程に定めなければならない内容として、「機械又は器具に挟まれる又は巻き込まれることによる危害防止」も明示的に例示することで、事業者における対策の検討・実施を促すこととします。

更に、墜落や挟まれる又は巻き込まれるといった危害を防止するための労働安全衛生法令に基づく安全措置の内容が、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令において、満たすべき安全要求事項の水準であることを、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針において、例示的にその主な部分を概括的に規定することで、事業者における対策の検討・実施を促すこととします。

また、鉱山保安法令に基づく火薬類取扱所の盗難防止措置について、火薬類取締法令・通達における火薬庫の盗難防止措置の要件を、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針に規定することで、事業者におけるより広い技術の活用を可能とするなどの措置を講じることとします。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）」

「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）」

3. 資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（２）窓口での配布

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館 9 階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年5月14日（水）～令和7年6月12日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付
パブリックコメント担当 あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-kozan-kantoku@meti.go.jp

（電子メールの件名を「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び
鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する
規程（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付
パブリックコメント担当 宛

「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）」に対する意見

〔氏 名〕	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
〔住 所〕	
〔電話番号〕	
〔電子メールアドレス〕	
〔御意見〕	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	

